

平成25年10月和水町議会臨時会会議録

平成25年10月3日和水町議会第6回臨時会を議場に招集された。

1. 平成25年10月3日午後2時00分招集
2. 平成25年10月3日午後2時18分開会
3. 平成25年10月3日午後6時04分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
総 務 課 長	今 村 裕 司	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽
経 済 課 長	坂 本 政 明	事 業 課 長	松 尾 憲 成

12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第68号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第69号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第5号)
 - 日程第5 議案第70号 指定管理者の指定について
 - 日程第6 議案第71号 指定管理者の指定について
 - 日程第7 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)
-

開会・開議 午後2時18分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。こんにちは。

着席ください。

ただ今から、平成25年第6回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番中村一博君、4番古閑修一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第68号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第68号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第68号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、株式会社肥後元気村の清算に伴い、町が出資・出捐している同社に対する指導監督の立場にあった町長及び副町長の給与の額を減額する条例改正となります。

内容について御説明を申し上げます。附則に次の1項を加えます。5項としまして、平成25年11月1日から平成26年1月31日までの間、町長及び副町長の給与月額については、第3条の規定にかかわらず、同条及び和水町職員の給与の臨時特例に関する条例第5条の規定により支給されることとなる額から100分の10をそれぞれ減じた額とする。というものです。11月分から1月分まで3カ月間、100分の10を減額するということです。

補足して説明を申し上げますと、この減給は、株式会社肥後元気村は町が全額出資している会社でありましたが、清算という状態に至ったことに対し、元気村の経営・運営への指導・監督的な立場にあった者としての町長・副町長の減額となります。施行につきましては、平成25年11月

1 日からとなります。

以上、簡単ですが、議案第68号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 若干、私としてはこの提案理由が気に入らない所もあるんですが、まずもって質問したいのは、前回のとき、9月定例会において、700数十万の清算費が上がっております。その中で、100分の10という金額を、町長と副町長は妥当な金額と思われるのか。それと、そのためにはやはり、合併してから増資だ減資だとして、非常に肥後元気村には多額の税金を投入しております。今般も温泉だ配管だと多額の経費を要しております。私個人としては、100分の10は非常に少ない金額だというふうに認識しておりますが、そこらへんについて答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えいたします。当施設に関しては、三加和温泉交流センター、これは平成2年、3年にかけて竣工いたしておるようでございます。あばかん家が平成7年に竣工いたしております。それから、緑彩館が10年に竣工いたしておるよう資料としていただいております。そして、肥後元気村として平成11年の2月15日に設立をいたしてございまして、この間、大変いろいろな状況があったように伺っていますが、18年に合併をいたし、私、首長としてその状況を引き継がさせていただきました。その後においても、減資・増資、そうしたことの中で今日8年目を迎えるに当たっても、なおも厳しい状況が続いて、先ほど課長が提案理由申し上げましたように、やはり指導すべき立場でもございますので、そうしたことが行き届かなかったというような思いの中で、今回、けじめをつけさせていただくものでございます。

このことに関しても、県下いろいろなどういふような事例があるのか担当に調査させながら判断をさせていただいたところでございます。本来ですと、トップである私のみでよかったと思いますが、先般、御承知のとおり、非常に厳しいが上に、肥後元気村現場においては、取締役支配人というような形の中で頑張ってください、そして、一方、官として役場の立場で社長という立場でいていただいて、その事業課、その担当課が直接その中に入り込んで指導できる、チェックできる、そういう体制をとったにもかかわらず、早々レジオネラ菌発生、その途端に大変な状況に相成ったわけございまして、これは早く出血止めしなければいけない、そういう形の中で今日の判断をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今答弁をいただきましたが、まず、総務課長にこの期間の金額をお示し願いたいというふうに思います。

それと、これ和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでありますので、先ほど気に入らないと言った提案理由なんですけど、私ははっきり言って、非常に今、町が混乱、町政がどうも、いまいち町長も副町長も何を言わんとしておるかおわかりだと思うんですが、やっぱり学校建設の件なんですけど、金額だけじゃなくて、その建設そのものの是非まで問われておるという今の状態なんですよ。そこまですべてになっているという状況の中で、100分の10ですよ。それ総務課長が幾らと言うのか私もわかりませんが、本当に今の状態を考えたら、やはりそれなりの責任というのは、副町長・町長にはあると思うんですよ。

これはあくまで私の噂ですから、間違ってたなら謝罪しますが、先ほど4番議員から全協のときに、指定管理者の丸美屋という名前が事前に漏れているというのがありましたが、私は町の運動会のときに、副町長の口から出ているというふうなことを聞いております。間違ってたらすみません、謝罪を申し上げます。やはりそうやって危機管理まで含めて私は疑問を持っております。そこらへんも含めて、一般的に100分の10が妥当という町長の答弁ではありました。しかし、私は今の状態、町の中を見るとそれだけではないというふうに考えますが、答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 減額の金額でございますけど、町長におかれましては22万9,000円程度です。それから、副町長におかれましては16万8,000円程度になります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 指定管理者がこの議会を通過する前にそういう話が漏れたということでお尋ねでございますけれども、私も確かに運動会のときに、そこだけ言ったわけじゃないんですよ、あれは。指定管理者6社あった中で、そういう中で選定をしましたというようなことは事実申し上げたかと思えます。そのときに今日上がっております丸美屋さんがどうかというようなことは言った覚えはないと確信をしております。

○議長（多賀勝丸君） 町長、何か。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） そうしたことに関してはいかがなものか、いろいろと事務局のほうに県内問わずどういうふうな事例があるのか、やはり今日までずっといろんな紆余曲折、入湯税問題から入りまして、現場における公募してからの役員じゃなくて、言うなら執行部からお願いした形の中で、会社組織経営を任せるといようなスタイルの中で今日まできておりましたので、そういう体質が甘えがあった、そうしたことに係る株主、指導する立場でそれをみてきたということの反省はありますけども、その減額のあれが多い少ない、それに関しては自分なりに判断をさせていただいた、もちろんいろいろな調査をしたことを聞きながら判断をさせていただいたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

（「元気村のことじゃなくて、今の学校建設云々で町が混乱している。そこらへんの責任はな

ぜ含まないのか」と呼ぶ者あり)

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回そのことに関してはこれには含まれておりません。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 先の9月議会で「責任をとります」というようなことを古閑議員さんの質疑の中で申し上げたかと思えますけれども、その後、弁護士さん、今の顧問弁護士さんですね、町の、そこにも相談をしてまいりました。そういう勤務的な何と言いますか、怠ったと。重大な責任になるようなことを怠ったというような事実があれば別ですけれども、一般的な業務の中では、それは役員は責任は問えないというようなことも、以前、弁護士さん、代わられる前の人ですけれども、そのときと全く同じような回答をいただいたところでもございます。

ちなみに、そういう役員でおってどこかが倒産したときに責任をとった事例があるかということで2、3、ある町に聞きましたところ、それはあってないと。そういう倒産の事例はあっておりますけれども、町長とか副町長のそういう処分はしてないというのが返ってまいりました。そういう指定管理者100%出資会社の中でそのような責任を問われるのですかと、かえって相手から聞かれたということでもございました。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 最後の質問なんですが、両方お二人合わせて40万弱の減額という形であれば、それが二人妥当だと言われればこれ以上あれなんですが、これ総務課長に質問なんですけれども、提案理由がなぜ元気村だけになったのかなと。町の最近の混乱ぶりを、その提案理由ですね。なぜ元気村だけが提案理由になったのか。それと、今、副町長のほうから弁護士という言葉が出ましたので、先般、総務課長のほうから私の質問に対して、不当利得返還請求という言葉が出ました。不当利得、これもやっぱり副町長・町長の危機管理のなさですよ、これも非常に弁護士費用が、はっきり覚えてませんが、190万の後半ぐらい税金が投入されております。これだってあってはならないことですよね。地方自治体が不当利得返還請求で弁護士費用が要る。ここらへんの責任も私は非常にあるというふうに思います。

やはり、これ担当としては副町長がされているのか町長がされているのかよくわかりませんが、副町長・町長の立場で御答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 提案理由の中で、肥後元気村の件ということで、なぜ肥後元気村だけになったかということなんですけど、今、杉本議員さんのほうからありますように、学校等の問題については、まだはっきりした結論というか、また今後住民投票とかいろんな問題が

ございますので、まだそこまでの処分ということじゃなくて、ただ今回、元気村の清算に伴います町長・副町長の減給処分ということで、ここに提案理由の中では肥後元気村の件のみの減給処分ということで出しておるところでございます。

また、不当利得返還請求に対する町長・副町長等の責任問題ということでもございますけど、このへんも弁護士費用等は若干今かかってるんですけど、またこのへんのはっきりした結論・結果が出てきておりませんので、また結論・結果が出た時点でそのへんの何らかの責任というか、そういうのを結果が出た時点で検討せねばならないかなと思っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 不当利得のことに對しましても、私も心配ですので、たまに会計室に行ってどういうふうになっとなるかということをお尋ねをしております。今現在、いろいろと私たちはそういうやりとりのときに同席しておりませんので内容的にはわかりませんが、現在の進捗状況等々をやはり立場上、知り得ておく必要があるなというようなことで、たまに会計室のほうに入りまして状況をお聞きをしておるところでございますけれども、まだまだ今調査の段階ということでございます。

○議長（多賀勝丸君） 町長の答弁は。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今お尋ねの件に関しては、副町長が今お答えしたことに關して、私もそのように報告を受けておる。私自身が会計室に行って、そのいきさつ、今日の状況は伺っておりませんので、今日、見守ってまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

3番 中村一博君

○3番（中村一博君） この肥後元気村に9月議会でも補正で上げてありましたけれども、700数十万やったですかね。合併してから18年からですね、今まで幾らその税金を投入してきたか、明細を詳細にお伺いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） ちょっとここに持ち合わせておりませんので、早急に持ってくるように指示して、後で答えさせていただきます。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

3番 中村一博君

○3番（中村一博君） この提案理由の中で、その指導・監督ができなかったということでございますけれども、懲罰委員会のメンバーはこのときはどうなるとですかね。いつもなんか副町長が懲罰委員会をされてるみたいですけど。どこでどうなったのかをお聞かせ願いたいと思

います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） いつも懲罰委員会しておりますけれども、あれは職員に対しての懲罰委員会でございますので、私と町長のほうはその対象外でございますけれども、意見の集約といえますか、ただ懲罰委員会でなく、そのメンバーにちょっとお寄りをいただいて、アドバイスといえますか、それぞれの気持ちはお聞きをいたしました。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

3番 中村一博君

○3番（中村一博君） ほかの市町村にもこのいわゆる責任でのどういう処分をしたかということですね、聞かれたということを聞きましたけれども、そうじゃなくてですね、そんなその処分の仕方をしていったら、なんかこう形式的なもんになってしまいやせんかなと。ましてや副町長は最後の最後まであそこの社長をされとったわけですから、そういう意味では非常に責任は重大じゃないかなと思っています。

この指導・監督というのは町長のほうでしょうけれども、最後の最後まで取締役で社長をされとったわけですから、そういう意味では同等の処分というのはちょっとおかしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 冒頭申し上げたと思いますが、私自身がトップとしてとらなきゃいけない、そういうふうな自らの思いでいたしたところございまして、副町長においては社長という立場じゃなくて、株主、現場に入っとったということもかかわりますけども、正副、株主という思いの中で同等のことをやらしていただいたというふうな判断でございます。

○議長（多賀勝丸君） 事業課長、書類は暇要るとだろ。

中村議員、書類は暇要るそうですが、今で休憩してとりますか。いいですか。

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 元気村の当時役員だったということで、そのへんでの責任はないかということでございますけれども、先ほど杉本議員さんにお答えをしたとおりで、2回ほど弁護士さんにも相談に行った結果がそういうふうな任務懈怠、特別な任務懈怠がない限り、そういうことの責任をとる必要はないだろう、そういうとるそのものがおかしいような言い方をされたところでもございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

増資については平成23年度に6,300万行っております。それから、これは合併後、23年から結局指定管理料ということで500万、毎年支払っております。それから、施設の維持管理費、修繕

とかそういう感じで、それと年度年度で多少違うんですけど、1,000万なり、多いときは1,000万以上とかいうこともありまして。で、基本的にそういう形で、協定書の中で必要な分は町のほうが支払うということになっておりましたので、それを支払っております。ただし、30万以下については、当時の元気村のほうで全部賄うということで協定書になっておりましたので、そういう形で全部行っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 今ですね、他町村でこういうふうな事例があったというようなお話ですが、そういうような事例があったならば、どこの町がどういう形でどう清算されたか、その点までわかっているならばお伝えを、お聞きいたします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 私が電話したわけではありません。職員に電話をさせましたけれども、その中で、山崎パンがあんずの丘といいますか、あそこが廃業、廃止になると。そういう経営悪化の中ですね。そこも全然処分はしてないということでございました。

それから、菊池市の四季の里旭志、ここもやはり同じような経営悪化の中で廃業に追い込まれたということでございますけれども、そこもやはり当時の役員さんたちにはなんの処分もあっていないと。そういうとこ、和水町は処分をされるのですかと、そこからそういう問いかけがあったということでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 1点、別なことでお聞きしたいんですが、内容は提案されてますので町長に伺いますが、実は、この議案書の配付のことですが、今日になってやっと議員は見るわけですね、この議案書を。これは議運の中でも、きちっと3日前ぐらいまで、臨時議会であってもきちっと配付して、議員がきちっと内容を把握した上で、勉強した上で議会に臨むと、これはやっぱり大事なことだと思うんですね、議会制民主主義制度の下では。そういう面で、議運の中で議運の委員長からも、それはちゃんと配付しなさいということで話をして、総務課長からきちっと「配付します」というようなことがありました。

しかし、前回の臨時議会でも配付がなかったと。今回も配付されてないんですよね。ですから議員は、初めて今日になってこれを見てるという状況で、審査・検査する時間がないわけですよね。これは本当に議会軽視だと思うんですよ。今日の件で議運では、総務課長から「今日は1件出たので遅くなった」という話がありました。しかし、議員招集が出た時点で、本来ならば、役場の中で議案書がきちっと作られて、すぐにでも配付できるような体制をとっておく。これがやっぱり大事だと思うんですよ。

それをやらないで議員には当日になって配るということでは、これは議論に値しないんですよ。議会に値しないんですよ。そういうことをきちっとやった上で議論をして町政を進めてい

くと、これが一番大事ですよ。そういう点でどういうふうに思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の御指摘に関しては、以前、議会運営委員会で協議の際、御注意をいただいていたかと思います。今後、そういうことがないように注意をさせたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） それでは本題で議案に対する質問を行いたいと思いますが、先ほど来、質問・答弁というふうなことでありますが、今回の提案は、元気村の清算に伴って、これまで町が出資していた会社の指導・監督の立場にあった町長と副町長の減給と。100分の10、1割カットということでもあります。この問題では、やっぱり私はこれまでずっと議会でいろんな問題が出たときに、町民の皆さんや農家の皆さんから声が出たときに、議会で改善するよう求めてきました。しかし、何らその改善ができないまま、ずっと問題を残したままきてたというのが私は実際だというふうに思います。

それで、先ほどから質問があつてますが、私は一番問題なのは、もちろんこの元気村の清算に伴ったいろんな執行部の仕事のやり方ですね、こういうことでの今回の提案だと思いますけれども、一番の問題は町民の財産である税金を、出資金7,400万円、合併前にありましたけれども、これを7,000万減資すると。特にこれは要するに資本を7,000万をなくすと。なかったことにするということで、本来は町のほうに返ってこなければならぬ町の、町民の大切な税金ですけれども、これが返ってこない。で、400万を残すと。そして、先ほど言われましたように、平成23年度に6,300万円の増資をするということで、これはなぜこういうふうに減資がされたかという、元気村の基本理念の中にもありますように、方針の中にもありますように、1億円以上は出資金として認めないというか、限界を設けてるということで6,000、7,000万円を減資にすると。そして、6,300万円を増資して、合計が6,700万円の出資金で再度始めるという形をとったわけですね。

この6,700万円ももう今は既にないということで、結果的に資本金が1億3,700万円ですね、これがなくなってしまったというのが実際なんですよ。先ほど、担当課から答弁がありましたけれども、修理費とか委託料、こういったものはその時々に出されておりますけれども、やっぱり税金の投入ですね、出資金がなくなつたと。これが私は町民にとっては大きな損失だと思うんですよ。そういう面で町長どういうふうに思われるかお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほども申したかと思いますが、長年この肥後元気村、会社が11年に設立され、今日まで流れてきたわけでございます。その間、いろんな紆余曲折ある中、合併を

し、そのときも大変厳しい状況だったが、それをしっかりと受け止めてまいりますという思いの中で今日まで頑張ってきたところでございますけれども、結果としていろんな諸般の事情、今日の状況を迎えておるのも事実でございます。

一方、それにいろいろ増資6,700万、そうしたことに關しても今日までの長い、あの場所を一つの拠点として農家の方が多く活用され、そして、温泉で健康を癒され、そして観光の拠点として、そして多くの雇用の場として頑張ってきたわけでございますが、そのまま続けるということに關しては、やはり許されないという思いの中で今回の判断に至ったわけでございますので、総合的に好意的に予見された形の中でしっかり頑張ってきたつもりは偽りなく、何とかせないかんという思いの中で議員さん方と毎年毎年事業計画を提出し、そして、決算報告をしながら今日を迎えたところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 御理解をとということです、私はですね、この町民の税金の損失ですね、これを考えると、やっぱり1割のカットというのはあまりにも低いというふうに思います。私、三加和町のときに経験したんですが、確か、副町長も一緒でしたので記憶にあるかどうかわかりませんが、町長のこの温泉センター問題でちょっと問題が発生したときに、確か2割のカットを3カ月と。そして、また別の問題が出て、それも2割のカット3カ月というのが確か出てたんじゃないかなと思いますけれども、それも町民の税金をどう投入したかについては、そんなに今回とはまた違うレベルです。少なかったですね。しかし、今回は非常に出資金そのものがもう既になくなっていくという問題もあります。

やっぱり、こういう問題を考えるときに、過去にどういうことがあったかということが私は大事だと思いますが、町長は先ほど、一生懸命頑張ってきたということですが、振り返ってみると、3、4年前にはよそからの、八女からの支配人を支配人として受け入れて、営業、元氣村がすると。しかし、それもなかなかうまくいかないというのは、いろんなそういう問題もありました。その後、町が何とか建て直したいということで、ロマン館の支配人を支配人としてしていただいて建て直すということでやりました。しかし、これもうまくいかないと。そして、今度は、一昨年は、昨年は温泉組合から2人の人を取締役に入ってもらって、これでやっていくんだということで立て直しのための体制をとってやられました。しかし、結果的にはそれももうやりたくないということもあって、結局、先に利益が上がる方向には進まない。前進しないという方向になりました。

やっぱりそういう人選とかということが、私はきちっと議論されて、本当に執行部のほうでやられたのかどうかですね。やっぱり取締役というのは重要な位置ですね。こういった取締役の方がきちっと議論をして、どう経営を建て直すかということでは、あまりやられてなかったというふうに思います。そのへんでやっぱり、これまでの経験をきちっと踏まえてないなという感じがしますし、それが10分の1につながってるんじゃないかなという気がいたします。そういった面では、私はこの10分の1の、100分の10の提案については反対の態度を表明してお

きたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それぞれの考え方があると思いますけども、いずれにしろ三加和地域の中心でございます。そうした形で農村と都市との交流、そして農業活性化、そうしたことの思いの中で、その三つの施設が設置された。そうしたことを受けて、この8年間、私なりに見守ってきて、しっかりと頑張ってきたつもりでございますので、なんもそうしたことが予見された、これを見逃したとか、そういう思いは私自身感じておりません。そしてやはり、これ以上続けたらこれはもう大変だという思いの中で、これも本当に三加和地域で建てられた、そして、株式会社を設立された、それを閉じることに關しては、非常に苦しい思いの中で判断をさせていただいたところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 先ほど来、この提案に対しまして質問が続いております。私からちょっと質問をさせていただきます。先ほど、副町長のほうから、4 番議員が9 月議会において責任をどうするのかということで責任をとったと。こういう形での提案をされたということはよくわかります。私は道義的な面で、法的ではなくそういう面で責任をとってほしいと申し上げたところ、9 月定例会ではっきりと「責任をとる」とおっしゃっております。その結果がこれだと思っております。

ただですね、先ほど来、ちょっと町長の答弁を聞いておりますと、正副、株主という思いから自分も減給の形をとったと言われますけど、これ株券は町長、あなたなんですよ、額面は。だから、これまでの社長以下役員に対して、責任をとらせなかったからこういう結果になったんですよ。それが一番の原因なんですよ。だから、今回の提案というのは、もちろん町が出資している、そういう部分においての町長の減給の提案だと思っています。それはそれとして、額的に多いのか少ないのか、私にもそれははっきりわかりません。ただ、その思いというのはわかります。よって、先のほうで、この後、指定管理の件についても提案がございますけれども、これが一つずつ終わって順調に前にいくというようなことは、非常にこれはいいことではないかと思っております。

ただ、この提案に対して、1 点だけ副町長にお尋ねをいたします。9 月議会において、793 万円ですね、清算金の。が、議会において議決をされました。その際に私は、個人からの借入は350 万ですかと。それ以外にないですねと申し上げたとき、副町長ははっきりと「いや、もう350 万円です」あ、3 万5,000 円ですね、すいません、3 万5,000 円ですね。その点について再度伺います。それだけですか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 古閑議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

前回の6月定例会の折に、793万だったと思いますけれども、その金額のときに、個人から借りたのは3万5,000円だということを申し上げました。非常に、そうですね、当時、8月末だったと思いますけれども、やはり金繰りができないということで、一時的に借って支払って、何といいますか、会社が即倒産すれば、即、もういろんな所で会社、出資をされてる、貸付をされてる所が、会社の部品とかいろいろ、恐らく取りにきて大変なことになるだろうということで、そのへんは非常に今思えば申し訳ないことしたなと思いますけれども、どうしてもやはりそういう町の施設である会社を、そういう状況の中で新聞沙汰にもしたくもなかったしですね、そのへんは内容的には言えませんが、ある事情があって、清算はしております。お許しをいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 今の答弁ですと、ほかにもあったということですね。私もですね、これ8月の26日の全協ございました。その際、1,350万円と。未払金。という提示がございました。この金額が今度の9月議会に入ってますよ、793万円となったんですね。どういうことなのか。だからですね、そこで500万ぐらい減とるわけですよ、実際。だからおかしいなと思ったけど、もうほかには個人からの借入はないということだったんで。その当時はですよ、9月議会では。だから、どこからその金が出たのか、私は不思議で不思議で仕方がなかった。これは793万円に対してですよ、これはもう議決されてますから、そのことを私は申し上げているのではないんです。わかりますね、その点は。

だったらですよ、これはですね、定例会で私に申されたんですよ、なかったと。それは偽証になるんじゃないですか、どうですか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） そのへんの金額の変わりには、私たちも説明はついたと思いますけれども、最終的に出た、会社のほうから、その支配人がほとんど残務処理しておりますので、そのへんで出た金額が何回となく変わってきたんですよ。それが内容的に書類がありませんのでわかりませんので、これはちょっと回答はできません。何回となく金額の変更が上がってまいりました。それは事実です。書類として残っておりますから。そのへんの500万近い金かどうかというふうに処理されているのか、今のここでの時点では、私はわかりかねます。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 前回の1,300万という金額が提示されたのは、リース物件がありました。そのリース物件については、肥後元気村が当然清算のとき全部支払ってしまうという考えで1,300万円という数字が出たと思います。そこを町のほうに受けて、そこは今度新しい指定管理者に受け継いでもらうという形をお願いするということで、その分を減らしたのでその分は減ってきたということで私は記憶しておりますけど。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 恐らく事業課長は知らないと思いますよ。私が申し上げている意味は。先ほど副町長の答弁です、**「確かにありました。今は言えません」**だから、その金額的には実際に私500万円出したと役員さん方から。そういうふうには伺ってるんですよ、実際に。だから、金額がどうかじゃなくてですよ、そのお金はそしたら寄附なんですか。私いつも申し上げているとおり。そうなりますよね。その点とですよ、前回の定例会でのお答えが全然違うわけですから。だから偽証なんじゃないですかってさっき言うたんです。私、3回しか質問できないんですよ。だから、その点もはっきりお答えください。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 確かにそういう結果になります。当時、再三銀行からとか、それからJA、それからファミリー、いろんな所から借りるようにと相談をいたしました。しかし、やはり期間的にどうしてももう書類ができないとか、貸付ができないということで、一時的にその8月末に支払うとこだけ、まず一時的に個人から、もちろん会社名でですね、会社名で借っております。これは個人から会社名で、借用書もびしゃっと役員さんの連名の中で。それは一時的なものでありますので、そのへんはそうせんとその場、会社が大変なことになるといようなことで、みんなでそういうことで処理を一時的にやったことです。お詫びを申し上げます。

（自席より発言する者あり）

はい、その責任はすべて私、今の職を辞職をしたいと思います。以上です。

（自席より発言する者あり）

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時12分

再開 午後 4 時09分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） もう一回お願いします。起立少数です。したがって、議案第68号は否決されました。

日程第4 議案第69号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第69号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第69号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,375万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ90億4,339万1,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。歳入について御説明申し上げます。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金の農業農村整備事業分担金を185万8,000円補正しております。これは歳出のほうの農林水産業費のほうで御説明申し上げますけど、小原下堰の整備補修工事に伴う受益者の負担金10%となります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の団体営農業農村整備事業補助金を1,300万6,000円補正しております。これも小原下堰の整備補修工事に伴う県の補助金となります。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金を889万4,000円歳入財源として補正しております。

次に9ページをお願いします。歳出のほうを御説明申し上げます。2款総務費、4項選挙費、15目住民投票費を470万8,000円、新たに住民投票に係る経費として補正計上しております。内訳を説明しますと、1節報酬の59万7,000円は、非常勤職員報酬として、期日前投票、投票日及び開票に伴います投票立会人及び投票管理者、開票管理者等の報酬となります。3節の職員手当等の297万円は、期日前投票、投票日当日の投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当となります。8節の報償費の2万3,000円は、投票所借用謝礼金として4カ所分、及び投票箱送致謝礼金として1万1,000円を計上しております。9節旅費の2万円は、選挙管理委員会委員さんの委員会出席の費用弁償となります。11節需用費の57万2,000円は、消耗品を10万円、食料費を5万2,000円、印刷製本費を42万円計上しております。印刷製本費につきましては、投票用紙、不在者投票用封筒の印刷代及び住民投票広報等の印刷代となります。次に、12節役務費の51万6,000円は、入場券の郵送料、不在者投票の郵送料の通信運搬費を50万1,000円、また、不在者投票事務取扱手数料として1万5,000円を計上しております。次に、14節使用料及び賃借料の1万円は、投票所連絡用職務代理専用の携帯電話の使用料、借上料を1万円計上しております。

以上、住民投票の経費としまして470万8,000円を補正しております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費、13節委託料の小原下堰整備補修設計監理委託料を105万円補正しております。これは小原下堰整備補修工事に伴います設計監理委託料となります。15節工事請負費の工事請負費を1,800万円補正しております。これは小原下堰の整備補修工事の工事費でありまして、9月の3日にゲートの起伏操作中に江田川に油流出事故が発生しており、今後このような事故が発生しないように緊急に補修工事が必要となったための工事費の補正となります。

以上、簡単ですが、議案第69号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 今の提案の説明がありましたけれども、小原下堰整備補修工事ですね、設計料と設計委託料を合わせまして1,950万、これですね、昭和40年ごろということは48年近く経ってる、50年近く経ってるということです。こうやって江田川に流れたということが元になって、こういう補修工事がなされますけども、管内にどれぐらい今こういう施設が残っているのか。また、今後どのようにこれに対して、そういう施設に対して指導されているか。今現在指導もされてるなら、そこも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただ今の御質問にお答えいたします。

頭首工につきましては、今、町のほうでは、昔、頭首工台帳というのが整備されているということは聞いておりまして、それにつきましては、ただ今確認・調査中でございます。その確認いたしまして、今後につきましては、それを確認しまして、また現地に行って再調査しながら、台帳整備しながらいきたいと考えておりまして、今現在、どのくらいの数量というのは、今はちょっとわかっていない状態でございますので、整備しながらわかった時点でまたお知らせしたいと考えております。

今後の取り組みにつきましては、現在、経済課のほうにつきまして、平成26年から30年にかけての地域の農業水利施設整備補修工事及び整備済み農地の簡易な整備の事業量調査というところで行っているところでございます。この調査を今行いまして、その調査に基づきまして、今、26年から30年の間に整備を行いたいという所の部分につきましては、こちらのほうで再度調査しながら、今後の整備に役立てていきたいと思っておりますし、その30年以降につきましても、また再度調査しながら、今後の整備につきましては進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 24年から26年にかけてと今申されましたけれども、もうこういう50年近く経ってるということが、私、農業をする上で、多分堰というとは重大な役目を担っております。この補修をどうやってするかって、また、地域の方々の大変苦慮されているところだと僕も思ってます。この事業の中では、国費が55%、県から15%ということで、なかなかいい財源じゃないかなと僕は思うんですよ。だから、早急にとりまとめをして、やっぱり古い箇所から点検をして前倒しするというような思いの中で進めていってもらいたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今後の事業につきましては、緊急対策ということで、たまたまといいますか、ちょうど事業費が県のほうに相談しましたところ、この事業がございましたので、これにおいて対応したところでございます。今後につきましては、この農業経営事業ということで、事業費が200万円以上の行為というのがございますので、その事業を活用しながら、皆様とお話しながら、受益者の負担がございましたので、その点についてはお話しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 緊急対策にしても、はっきり言って把握しとかんなら仕事がされんと僕は思うんですよ。だから、把握することが一番です。そこは早急に急いで把握していただきたいと思います。もう答弁いいです。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 8 番です。ただ今の質問に関連してでございますが、9月3日のこの油流出事故による被害ですね。このへんはあったのかなかったのか、そのへんについてお伺いします。

もう一点、今回、早急に修理をして来春の作付けに間に合わせようというようなことでの緊急的な対応というふうに理解しますけれども、今後の作業工程、このへんはどうなっているかお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただ今の質問にお答えいたします。被害につきましては、現在のところ被害がないということで報告はあっているところでございます。今後の工程につきましては、この補正が通りましたら、すぐ委託、設計委託契約を行いまして、早急な発注を行いたい。今年度中の完成を目指して頑張っていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8 番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 被害はなかったということでございますので、非常に関係者の方々、安堵しておられるということじゃないかと思います。これは、こういった事故を起こしますと、これは大変な後の費用が要るわけですね。そのへんについても、まだそのへんがどうなっとなるかもちょっと心配な所ですけれども、とにかく関係者の迅速な初期対応が的確になされたことで功を奏したんじゃないかというふうに思います。大事に至らなくてよかったというふうに思います。

更には、来年の作付けも関係者の方々は大変心配しておられました。このへんについてはスピード感ある対応をしていただいて、補助金を県のほうも対応していただいたということで、関係者の皆さん方も大変これは助かっておられるんじゃないかと思います。ついでに、今、先ほど質問がございましたように、頭首工台帳確認中ということでございますが、ほとんどはやはりこの時期にできてるんじゃないかというふうに思います。こういう事故は今後も当然予想されますので、早急にこのへんの現状を把握して、台帳も早急に整備しとくということ、これは大事なことじゃないかと思います。

更には、今回の事故は1回もメンテナンスがなされていなかったという話も聞いておりますので、やはり定期的なメンテナンスの指導、このへんもやはり関係者の方々にはお願いをしていくというのも、町としての対応すべきことじゃないかと思いますので、このへんを特にお願いをしておきます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今後、台帳につきましても早急な整備を進めていきたいと思ひますし、そういうその老朽化している所につきましても、今後、一層地元のほうに積極的に調査、現地調査しながら、聞きながら、早めな整備の事業を進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 私は補正予算の2,375万8,000円のうち、この9ページに提示してあります住民投票費470万8,000円に対し、改正したいと思ひます。動議を出したいと思ひますので、議長、休憩をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時36分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 松村慶司君

○6番（松村慶次君） 先ほど出しましたただ今の動議に対して、一応取り消します。それで、この住民投票費に対しては、どうしても町民の皆様が、今度出されている内容自体が私が思う

のとかけ離れておりますので、住民投票には賛成したんですけど、町長から出されている住民投票に対しては反対をいたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 先般、執行部が町長の提案で住民投票条例が出されました。私も議員提案ということで出させていただきましたけれども、残念ながら町長提案のほうに移行しました。それぞれの思いの中で、この条例案を出したわけでございますけれども、今、松村議員のほうからありましたように、争点となる、言うならば、いかに町民がどういう方向性で賛成・反対をするのかというのが非常にわかりづらいというのが一つありました。このまま先ほど告示と選挙の日が確定したということで伺いました。予算も470万ほど使うわけでございますが、本当にこれでよかったのかなと私も自問自答しております。この条例案の中身について、町長、本当にしっかりと議論をされて、自らの思いの中で出されたのか。私も一生懸命考えてやりましたけれども、そのへんをちょっとお伺いをしたいということでございます。

また、選挙費用も先ほどありますように470万8,000円かかるということで、本当にこの忙しいと言うと語弊がありますが、大変な時期に、私も提案をしましたけれども、職員にも非常に負担をかけると。本来ならば、私はこれを開票しながら、やはりもう一度スタンスを変えて、本来の思いの中でやっぱりもう一回見直すべきじゃなかったのかなというふうに、これは私の視点でもありますし、また、町民の皆さん方もそれを多く望んでいるというふうに私は思います。今回のこの一般会計補正予算の中での470万8,000円、いかななものかと思っておりますので、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えいたします。住民投票、それに問う内容を本当に町民の声を聞いておるかということでございます。まずは議会で議決なされましたことに関して、これはやっぱり町民の代表である最大限の尊重しなければいけないわけでございます。それに沿って努力をいたしておりますものの、諸般の事情、何回も御説明を申し上げているような状況の中で、1割3.6億増えざるを得ない、そのことに関して再三説明を申し上げ、そして、議員の皆さん方の全員で議決なされました説明会に関する要望に関しても答えて説明を重ねてまいりました。しかし、なかなか厳しいものであったがゆえに、その住民説明会すべてじゃございませんので、じゃあ町民1万1,000、有権者9,000の方々の意見を踏まえよということで、これは極めて重要・重大な課題であることは議員さん方も御承知のとおりでございます。

よって、住民総参加において、金は要るけども学校建設に関しては我々も意見を述べたよねというような思いの中で、後々やはり教育にそうした金の470万お願いしておりますけれども、これ以上の効果が表れる、そういうふうな思いでここに提案をさせていただいたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

○2番（豊後 力君） 今回は補正予算ということで関連して質問をいたしておりますけれども、まずですね、重要なことが一つございます。町長は幾度となく住民説明会4回をいたしました。議会でもそれなりの説明をしていただきました。その熱意は伝わってまいりますけれども、ただ、町長自らおっしゃった言葉にこういうことがあります。「しかるべきときに何らかの判断をさせていただきます」その判断というのが住民投票条例をすることの判断だったのかということですね。それと、まず先般の一般質問の中で、見直しをしたらいかがですかという話も差し上げました。これは、今の提案であります39億6,000万、もともとの数字では36億ということで、ある一定の中では動いておったわけですが、先般の話の中では、36億以内でするに当たっては、給食センターも外しますよ、それからホールも外しますよと。では何だったんだろうか。36億の根拠というのは、そこまで含んだところの設計単価ではなかったのかなと私は自問自答しております。

じゃ、39億6,000万、言うならば第二グラウンドがそれだけの費用がかかったんじゃないかということでおっしゃっておりますが、これは幾度となく議論をしております。これは、第二グラウンド、通称ですね、通称第二グラウンドまで含めたところでの学校建設とそれに伴う付帯事業については36億ですよ。ただ、残念なことに、どんどんどんどんいろんな付帯工事、要するに関連事業ですが、確かに学校の跡地に関しての解体費用とか、それは当然出てくる問題ですから私はあんまり思いませんでしたけども、やはりプロの設計とプロの事務局がタイアップしながらこの36億というのを作り上げたわけですから、それなりの責任というのは重いというふうに私は思います。

今回、39億6,000万の提案をされておりますけれども、果たして、前回も私申し上げましたが、39億6,000万で本当に当初の計画どおりにことが進むのかなという懸念もあります。先ほどの、言葉は悪いですが、連絡・報告・相談、そういった部分の欠落がいろんな事態を招くということ身をしみて感じていただいたというふうに思います。

私が申し上げました菊水中央小学校と菊水中学校の耐震補強、その組み合わせでこの当時24億7,000万ということでお聞きしておりますという回答でございます。これは学校教育課長です。ということは、お聞きをしておりましたということはですよ、実際その中身の検証がほとんどなされてなかったんじゃないかなということで、私はこれは精査をしております。精査した部分がですね、まさかこういうことに発展するとは思いませんでしたので、実は自宅のほうに置きっぱなしにしましたけれども、少し頭に入れておりますので、ちょっとしゃべらせていただきます。

小学校の統合事業ということで、取り組みということで、これはもうそのままです。小学校の校舎については10分の5.5の補助金ですよ。この背景はですね、まず今言いますように、中学校は耐震補強します。小学校については新築をいたします。それで24億7,000万ということでした。しかし、小学校の新築と今言う耐震強化をしますと、事業費の中での補助金が10分の5.5、中学校の校舎と体育館を、中学校の体育館は耐震補強をするということで、これは

3分の1の補助でございますと。ここにいろいろ書いてあります。

しかし、今度ですね、番城グラウンドにこの建設をしますと、非常に歩のいいことで回答をいただいております。まず、今言いました小学校の改築によると、補助見込みが5億8,900万、それから過疎債、特例債が17億5,100万、一般財源が1億3,500万ということでございますとなっております。これもですね、本当にじゃあ今言いました既存の建物をしっかりと見据えて改修をしていけば、この24億7,000万という数字は本当に妥当だったのかなというふうに思います。今更これを言ってもしょうがない部分でございますけれども、やはり、今非常に問題になっておるのが、はっきりしない事業費について町民が不安をもっておると。私も番城グラウンドに、当初はですね、すばらしい学校ができてよかったよかったと思っておりましたけれども、だんだんだんと執行部からの提案そのものがわけのわからん方向に進んで行ったというふうに私は思っております。

町長は、面積が増えることによって財産が増えましたと。それは当然だろうと思います。やはり、地盤を均していくに当たって、あれだけの勾配、また谷間といえ、それなりの面積が増えるのは当たり前ですよ。それなりの災害等にも必ず出てくると思います。そういう中で、財産が増えた、町の財産が増えたということはいかななものかとも思います。

どうでしょうか、町長、先ほど言いますように、もう一度新たに住民投票条例も町長提案でございますので、これはもう議会の中で可決しておりますけれども、もう一度真に一から出直すという思いの中で、新たな展開の中でこれを取り下げるとすることはできんのかなというふうに私は思っております。そして、時間をかけてもう一度、仕切り直しと言いますとちょっと語弊ありますけれども、学校に対する思いをやっぱりやっただくならば、私は町民の皆さん方の賛同も得るし、また、町長自らの決断と勇気のもとに、そういう思いの人たちもいっぱいおると思います。これはただ単なる一般会計の補正予算じゃなくて、そこまで私は思いを持っておりますので、どうか直して身を問うという決断もいただきたいというふうに思います。一般質問の中でのこの予算の中でございますので言いませんけれども、どうでしょうか、町長、その住民投票条例の中での自分の思いというのを聞かせていただいて、先ほど言いました「しかるべきときに何らかの判断をさせていただく」というこの重い言葉に私も胸を打たれております。

○議長（多賀勝丸君） 本日の会議時間は、議事の都合上、会議時間を延長します。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、事業の内容、事業費等に関してお尋ねいただきましたけども、今日、そうしたことに関する数値的な資料、全く手元に持ち合えておりませんので、ちょっとそのことに関してはですね、お答えを控えさせていただきます。

そういう中で、抜本的に見直すというような思いでございますが、今日、長い、菊水地域においては合併前からの流れの中で本当に今日を迎えております。そして、先般、議員の皆さん方の全員一致の思いの中で、住民投票、町民総参加によるこれからのまちづくり、教育環境づくり、それに参加いただくわけでございますので、この470万というのは、いかにそうしたこと

を、大変でしょうが、心配かけますが、それを生かすことはどうしていくべきか、そちらのほうに神経を注いでまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 住民投票の結果がどういうふうな結果になろうと、あの文言についてはですね、まずもって39億6,000万円でも認めますか、これがだめなら36億で事業を展開いたしますよということだろうと私も理解をしました。先ほど町長のほうからありましたように、36億では建たない。そうした場合は、調理室、ホール、それについては造りませんよと。それはですね、やっぱり私はいかがなものかと。おかしいんじゃないかなというふうにも思います。これもどういう理由なのか、先ほど言いました新たな第二グラウンドの整備に対しての予算措置が講じていなかったというのをお認めになるという理由だろうと思います。

ただですね、やっぱりそこをはっきりさせておかないと、ふたを開けて36億でいきますといったときに、また今度は町民がですね、本当に納得するかなと。当初の計画はこうだったでしょうといったときに、私は非常に答弁に困るんじゃないかなと。また、私はこれに設計に当たる、今後設計に当たる場合、本当に担当部署というのはやりにくいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどから言いますように、町長はもうそこに造る以外にないという思いであろうと思いますけれども、やっぱりいろんな方々の意見も聞くということは、やはりそれだけ器が大きくなっていくというふうに感じます。私は、私には息子はもう既におりませんけれども、私もいろんな部分の中で、家族にも心配をかけたこともいっぱいありますけれども、やっぱり今、議員となって本当に町民の皆さん方のお声を疎かにしたらですね、もうその場で終わってしまうわけですよ。たった一人の方にいろんなことで迷惑かければ、必ず一人の人には住民50人というそういうつながりがあります。

私は今、本当に議員になってよかったと思うのは、いかんことはいかん、いいことはいいと、これは学校建設がいいとか悪いとかは言っておりません。ただ、これだけ町民の皆さん、またメディアも非常に毎日毎日追っ掛けっこをしているような状況である中で、本当に学校教育、子どもたちの未来の、町長はおっしゃっております。未来に希望をつなぐような校舎建設が私はできるんだろうかと。それは、今までの既存の建物もまだ使えます。この前言いました。耐震強化をすれば100年、十分にコンクリートでももちますという資料もいっぱいあります。また、文部省、今は名前が変わっておりますけれども、そこからホームページで出されているのは、老朽化した施設を甦らせて長く使おうと。これには補助金がいっぱいついてまいります。それも提案を申し上げました。しかし、聞く耳を持たれない部分で、最終的には流れてしまいましたけれども、やっぱりそういうところも一生懸命考えていくというのが、私は事業をするトップの思いだろうというふうに思います。

何も新しいからいいというばかりではないんです。町長も自ら、本当に長年自家用車に乗っておられました。それと一緒になんです。私も20年以上の車も持ってます。やっぱり新しいか

ら乗り心地がいい。しかし、40年間の学校の中に、卒業された皆さん方の思いは残っておるわけです。どうか、統廃合するのは構いません。しかし、そういう部分で残すということも一つの考えじゃないかなということで、町長のほうには提案をさせていただきます。

最後に、先ほどから言います「しかるべきときに何らかの判断をさせていただく」、この結果をお伺いして質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員の、本当にしっかりと今日の状況を踏まえて、思いの気持ちはひしひしと伝わってまいりますので、受け止めさせていただきますけども、今日まで私もトップダウンでこれしかないというような形で、やはり提案をするときは私もこういう提案をさせていただくこともありますが、このことに関しては、すべて審議会、委員会、議論しながら議会の議決を経て今日までまいっておるわけでございますので、なかなかその今、豊後議員さんの御提案、そうしたことにに関して、方向を曲げる、そうしたことにに関してはなかなか自分も心苦しく思っておりますので、今回、住民投票、議員の皆さん方が御理解をいただいております、それから、本当に申し訳なく1割、3.6億増えることに関しては、再三申し上げておりますが、そうしたことに對する事務方の不手際、積算の見込み違い、そうしたこともありますが、このことに関して、実質的な取り壊し、造り替える、そういうものじゃございませんので、そうしたことをひとつ御理解いただき、そして、やはり今回の投票になった場合において、本当にこういう多くの方々がその学校建設に関心、関わりをお持ちになるわけでございますので、それをいかに教育の内容充実につなげていくかということが極めて大事であろうというふうな思いでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それは事務方のやはり見込み違いとか、そういう私も事務局のほうの報告を鵜呑みにしとった、そうしたことで大変町民の方々にお騒がせする結果となったことに對する何らかの形はとりますと。そのことに関してはまだことの一部、ほんの一部のまだ2割弱の執行、そういう中で、そして今回は住民の方々の御判断を仰ぐという方向に変わってまいりましたので、そうしたことを終えて、踏まえた中で判断すべきだと自分は考えております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 私もこの前採決の後、自宅に帰りまして、大変反省しました。いまいち勘違い、住民投票条例だから通さないかんという気持ちがあったんですが、じっくりと見てみますと、3.6億円を増やすかそのままかという、単純に金額が変わるだけ。補正みたいなものですね。ということは、補正だけを住民投票条例にするような町が、総務課長、日本国にあるんですか。ということをまずお伺いしたい。必要ないはずですね。これは補正だったら議会

だ。だから、これははっきり言うて無駄遣いなんですよ。

それとですね、やはり大きく帰ってしっかり読んでいたら、住民の皆さんの意見が完全にすり替えられておるんですよ。あのときはやはり、建設場所とか建設そのものとか、学校の先生方はその設計ですね、自分たちにとって扱いにくい教室、扱いにくい校舎とかいう表現もありました。本当に子どもたちのことを思うのであれば、ちょっと違う考え方が必要だと思うんですよ。本当にこう、総務課長、ちょっと厳しい質問かもしれんけど、こういう金額、補正だけを住民投票条例にしたら、また新聞でも載ったら笑いもんじゃないかと内心心配しとるんですよ。

本当は、その町長が考えてるものに対して普通あるべきですよ。だから、そこらへんから私は、本当に非常に反省しました。帰って。やっぱり本当にこう、今皆さんが言っていることとは大きくかけ離れたものをやるだけの単なるですね。実際。と思うんですよ。

それと、先ほど2番議員のほうから言われた件ですが、この前のときも2番議員ので引っかけて言ったんですけど、私この前、南関第三小学校のことを言わせてもらったんですが、今度は南関第一小学校。1億9,000万ほど要るんですよ、あそこをフルにリニューアルするのに。それで南関町の一般財源、幾らと思われま。新品同様するのに2,000万なんです。先ほど言われたように、3分の1は国から補助金出ますね。あとは地方債よりも、学校ですから地方債よりも条件のいい起債がありますね。それをするとですね、本当に町は新品同様の学校を造って2,000万なんです。うちのスタートは14億なのか幾らなのかちょっと理解できないぐらいにまた変わらと思うんですよ。いろいろとその関連予算とかいろいろ入りますので。

これ本当に町民の皆さん心配されている。これを本当に住民投票条例やったらどうなるんだろうって。非常に厳しい結果しか残らないような気がするんですよ。今までの件に関して、まず御答弁お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） この36億円から39.6億円に増額ということで、目的のほうに書いておりますけど、こういう形というのをはっきり言ってよそこにはないかもしれません。私、この住民投票条例を作るに当たって、こちらのほうで町のほうで、町民の説明会を4回ほど行いまして、こちらとしては、今進めている事業費については、36億円から39.6億円にて事業を進めたいという気持ちをずっと御説明を申し上げた中で、なかなか御理解ができないということもありましたので、このへんについて、事業費について問うような住民投票の内容として作りました。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 何を問うのか、このことに関しては、36億、これから再三説明、お願いをしております3.6億増えることによって、その3.6億増えることに関しては、こういうことで増えますというごたることに関しては再三説明を申し上げております。それがなかなか御理

解いただけない状況の中で、じゃあ3.6億に議決いたしておるそれにするためには、今日、給食センター、これはもう既に自校式じゃなくてセンター方式、それにさせていただくと、やはり第二グラウンド等造成、そうしたことにしましてはもう進んでおりますので、いけないということも御説明を申し上げました。しかし、これもなかなか厳しいものがありましたので、やはり住民の方々にどう判断していただくか、私ども執行部として考えた場合においては、今、御提案を申し上げておるほか考えはつかなかったわけでございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） ほとんど私の答弁に、答えになっとらんとですけど、町民説明会とかどうしてもいろいろ聞くのは、やはり建設そのもの、番城グラウンドとか設計そのものとかさっき言ったつもりなんです。そこらへんの答弁が全くありませんでした。総務課長が言ったように、多分日本国にないですよ。これ議会ですることですもんね。補正予算みたいなやつ。結局、事業費が、金額ですけど、事業費がすり替えられとつとですよ。本当に町民の皆さんが言われてること。これじゃ民意が反映できないと思うんですよ。そこらへんで私は非常に疑問をもっているのと。

あと一つは、ならそんなに金額が大きくないことを言いますが、玉東町はこの夏場は最近暑いので、義務教育にはエアコンを整備されました。本当に教育効果というのはそういう所から入るべきじゃないのかなと。例えば、三加和の小学校にエアコンなんて付けれるの。最初から付ける予定なんてないのという感じです。やはり、より豊かな教育環境は、ちょっと目線がどうも最近、違うような気がします。私はそこいらへんの所ですね。

それと、給食センターというのが出ますが、はっきり言うて学校の英語とか数学とか同格で「食育」という言葉が、今非常に学校の先生方一生懸命じゃないですか。食育。食べる、育つですね、教育の育。だけん、食育を疎かにするように思われがちなんです。先ほどの答弁聞いてると。今までの所で答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 食育なりいろんな教育内容、このことに関しては、今日は教育委員会を出ておりませんので、私からこうあるべき、あああるべき、これは個人的な、町長としては、とにかく内容的なことに関しては、それぞれ専門分野で町独自の先生を雇いながら、塾に行かんでいい、経済的にも町民、お互い地産地消的なそういう活動を今後考えていければなど、そうしたことは、ただ個人的には思っておりますが、杉本議員さんの食育とかそういうことは、給食センターを自校センター方式にすることが食育低下になる。そういうふうに直つながらのじゃないと認識いたしております。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 最後まで肝心な所は答弁していただけないのかなというふうに、やは

り番城グラウンドを造るということで事業費がアップという所でいろんな問題があつとるんですが、そこらへんのほうでの答弁はなかなかいただけないようですが。

教育の中身と言われたら、だから、この暑いときに子どもたちの学習効果を上げようと思ったら、本当に三加和小学校がエアコンがすぐつけられる状態なのか、そのくらいは御存じなのかですね。本当に子どもたちのため、本当になっているのかなという気はします。

けど、やはり町長に最後に、もうできませんので、今、住民の皆さんが、建設すること、番城グラウンドに建設することに対して、大変多くの方が異議を持っていらっしゃると思います。でも、グラウンドをなくすことに関しても異議を持っていらっしゃると思います。その設計自体にも多くの方が異議を持っていらっしゃると思います。金額だけじゃないんですよ。そこらへんは今後具体的にどのように解決していかれるのかですね。その事業費だけじゃない。

それと、何回も言いますが、3回目ですが、やはり、補正予算的なものをすり替えて、このように住民投票条例することってよろしいことなのかな。一步間違えれば町の恥と言われても仕方がないような、それは議員さんがお決めになることでしょうって。こういう議会で決めることじゃないのかなと。本筋がかなりかけ離れた提案。同じことを何回も言いますが、なかなかきちんとした答弁がいただけませんので、これ住民の意見ですね。僕らはやはり町民の皆様が主人公ですから、町民の皆様の御意見は大事にしないではいけません。それは町長も我々議員もですけど。その観点において、その観点から答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 教育環境、役場本庁・支所を問わずですね、やはり空調関係が整っていないとなかなか仕事に頭が、脳が回らない。やはりいい環境の中で仕事の能率を上げる。そうしたことに限っては、やはりそれぞれの学校においても今後しっかりと検証しながら取り組んでいかないかん、そういうふうに思うわけでございます。

それから、元々場所がどうだとか、いろんなことを今おっしゃいますけども、そうしたことに限っては、私がそこに決断したわけでなくて、御提案はいたしました。しかし、議決いただいて今日あるわけでございますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思います。議会で議決されたつを私が「そりゃだめだ」ということでほかに持っていく、そうしたことを逆に考えたらどうなさるんでしょうか。そういうことで、ひとつ何も増えたことに関する云々、それのお叱りはしっかり受けます。わかっております。

まずはやはり、和水においては七つの複式学級がございまして。これをやっぱりいち早く解消してやる、これが合併当時の適正化規模委員会、いろんな形の中での意見でございました。要望でもございました。それを粛々と会議を重ね、審議会を重ね、議会の議決をいただきながら、今日まで進めさせていただいた。このことを御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 住民投票の条例の公布というのが10月2日、そして投票が11月10日と

いうことを明らかにされたわけですが、その件で今回、住民投票費ということで470万8,000円ということで予算が、補正予算が計上されてます。そこで、2点のことについてお聞きをしますが、一つは、住民投票をされるわけですが、この二つの選択ということで条例の中で謳われてましたね。一つは、当初計画の事業費36億円を超えることになっても、和水町総合グラウンド周辺に小中併設校舎を建設することに賛成。二つ目に、当初計画の事業費36億円を超えるなら、和水町総合グラウンド周辺に小中併設型校舎を建設することに反対と。あ、これ違うか。これでいいのかな。これが議員提案でされようとした内容です。

それで、町長提案で9月議会に出てきたわけですが、私も、先ほど話がありましたが、帰って見てですね、これはもうちょっと失敗したなど。賛成したことにですね、感じを受けました。それはですね、結局、36億円に賛成か、それとも39億6,000万円に賛成かと。このどちらかに町民の皆さんの判断を仰ぐということになったわけですね。それはですね、その選択肢としてそういう二つにした町長の考え方ですね、それを一つお聞きをしたいと。それからですね、二つ目には、学校建設工事の入札ですね、秋に行うということでしたが、これは投票後に行うのか、その投票以前に行うのか。その2点について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 選択肢を確か、目的は、この条例は和水町、現在進めている菊水区域小中併設型校舎建設における事業費を36億から39億6,000万に増額して実施することについて、町民の意思の確認をすることを目的とするということでございます。ですから、36億番城、これは既に皆さん方に御提案申し上げて進めてまいり、そして、やはり基本構想から見直しすべきときに、やっぱり事務方が事業を拡大する上にその当初の基本構想のときの予算でやってしまいますというような安易な見込み違い、そうしたことにに関して、本当に御迷惑をおかけしておることは事実でございます。そのことにに関しては謝るしかないわけで。そして、そのことにに関して、増えることに関する実質的な取り壊して造り替えるとかそういうことじゃないわけで。そして、増えることによって所期の目的が達成できる、それも当初の将来にわたる町負担、これも1.9億円減額、少なくする中でできますから、ひとつ御理解をいただきたいというふうなことで再三をお願いをしてまいったところでございます。よって、町民の方々においても、このことを問うわけでございますので御理解をいただきたいと思います。

それから、今発注しております事業に関しては、これはそのまま造成中でございますので、途中ああいう状況で放っとくわけにはいきませんので進めさせていただきますけども、この後、新たな発注に関しては、この住民投票の結果待ちとすることに関しては、先般の議会でも御答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は先ほど、9月議会で失敗したと言いましたのは、要するに住民投票条例というのは、誰のためにあるのか。何のためにあるのかと。これはですね、地方自治法

の下で住民の権利としてあるわけですよ。権利であるならば、町民が求めている内容、これと町の政策、このどちらかを選択するというのは、当然、住民投票条例の選択肢の二つになってこなければならないということなんです。

ところが、そうならないんですよ、今回の。先ほどありましたけれども、3億9,000万円をただ増やすだけの、それと36億円と、そのどちらかの選択ということですから、結局ですね、町民の権利というのがそこに入っていないんですよ。町民の権利というのは、結局、町民説明会のときにずっと町民の方が言われてましたよね。番城グラウンドについては、いろんな問題があって工事費も膨らむと。だから、なるべく借金も後世に残さないように、現在の菊水中学校、中央小学校を使ってほしい、こういう声によって財源も少なくして、支出も少なくして、借金も後に残さないようにしてほしいということが、それが多くの町民の声だと私は思います。

なぜそうなるかという、結局、6月議会で私、町長に質問しましたが、国からの交付税、これが合併後11年後に1割減って、12年後に3割減って、13年後に5割。そしてまた、その1年後に7割、そして9割、そして、16年目からは全く交付税が減らされて、5億円から6億円現在よりもこなくなると。これはもう町長も答弁されました。だから、こういう財源的にも厳しくなるということが目に見えてるわけですよ。だからこそ町民の方も心配して、そういう意見も言ってきたと思うんですよ。

だから、そういう町民の権利として私は住民投票というのはあると思います。今言いましたことについて町長はどういうふうにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 住民投票の内容が住民の声が反映されてないということでございます。これは今回、住民説明会においてのそうでございます。しかし、もう何年にかけて合併当時から議論多く、何回となく、何十回、もうそれは御承知のとおりでございます。そうしたことを踏まえて今日に至っておるわけでございます。それを今日方向を変えて、やはり今、8年目ですから、算定が一本算定になった場合においても申し上げておりますが、それ以前に、今、事業を進めることによって、逆に元気交付なんとかという交付金、数億をこの事業に關していただけるような状況も伺ってますので、早く取り組んどってよかったなという、本当にこの後は東日本大震災、そうしたこと。

それから、7年後の東京オリンピック、そうしたことを考えますときに、やはりこのことに関しては、今、合併特例債、そうした有利な財源があるときにやはり取り組み、そして、子どもたちの教育環境を整える、このことに関しては間違いない。もう既に消費税も上がります。既に労働賃金もこの4月から11%上がっておるんです。更に今度、東日本復興に力を入れ、東京オリンピック、そうしたことに一極集中して流れるということになれば、相当また変わる心配もございます。

よって、早くこのことに関しては整えていく必要があると思いますので、町民の方々にしっかりとそのことを対応しながら、理解をいただいてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 消費税が上がるといいますが、そしたら、消費税が上がらないように町長も反対運動をやればいいんですよ。町挙げて。そういう考えはあるかどうかわかりませんが、合併すれば、いろんな交付金ということは、そういうことで手当がきてました。しかし、もう16年目からこないということはですね、これはもう全国どこの合併した所でも当たり前なんですよね。

だから、5、6億円毎年今よりも減るわけですから、そうすると、今、福祉・教育・暮らし分野で、いろんな農業分野でもありますけど、その分が5、6億円全体的に減らさないと施策がやっていけないという状態になるんですよね。どこかで切り詰めていかなければならないわけですから、町民の暮らしの予算の部分が削らなければならないと。そうなっていくんですよ。だから、今、財政調整基金を貯め込んでいると言いますが、それも何年か後には食いつぶしてしまうかもしれないんですよ。

だから、学校建設がそういう将来に大きな汚点といいますかね、町民の暮らしに大きく影響してくるわけですね。そこはやっぱり考えていかないと。ですから、町民の方が、わざわざそれは何十億円かけて造らなくても、現在の校舎を使ってほしいって、安くしてほしいって、耐震改築工事をやってほしいというふうに言ってるわけですから、そういう方向でも転換すればできると思うんですよ。それは町長の腹一つだと思います。

そういうことをやらないと、本当に合併して一体、20年後、30年後よかったかという、私たち生きてるかどうかわかりませんが、大変なことになってしまったなというふうになるかもしれません。それはもうほかの玉名市でもそうですし、山鹿市でも合併した所はみんなそうだと思います。ですからこそ、首長の決断といいますか、そういう将来を見越した決断が私は大事だと本当に思います。

この件について町長はどういうふうに考えるかお聞きをしたいと思いますが、それで、3回目となりますので、この住民投票をやったとしても、50%以上の投票率がなければ成立しないと。開票もしないということに条例上なっておりますので、そういった場合、三加和地区の人たちがほとんどの菊水地区のその学校建設問題についてはわからないと。情報が無いというふうに私は感じております。だから私の知り合いでも「別に行かなくてもいいんじゃないか」とか、「36億と39億6,000万の違いなんて大したことないんじゃないか」とか「投票に行っても同じだ。もう行かんでもいいんじゃないか」という声は多くあります。

だから、そういう面でいうと、やっぱりこの二つの選択肢が本当に住民の心に接近する二つの選択肢になってるかという、私はそうになってないと思います。だからこそ、町民の皆さんの願いにかなった方向に切り替えていく、このことを私は必要だと思いますけれども、3回目ですので、この補正予算案には反対を表明しておきたいというふうに思います。町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今8年目、あと2年しますと年々と厳しくなることをおっしゃいましたが、全くそのとおりです。それに対してが、毎年2億円の10億の、毎年2億円ずつそれに引き当てるような準備をさせていただいておるわけでございます。

そういう中で、今年の経常収支比率、そうしたことに關しても、今しっかりと節約、人員管理をやっておりますので、その5年終わった後においても、そこらへんのことに關しては更にしっかりしていかないかんけども、喫緊のきびしい状況には相成らない。しっかりそのへんはそうならんうちに、今、余裕あるうちにそうしたことを心がけていかないかんというふうに思っております。この事業をすることによって、公債比率も18%ギリギリまで整えていきますけども、それにおいては長期的なそういう起債の運用をしなけりゃいけません。そういうことに關してはしっかりバランスを整えていかなければいけないと思っております。

それから、やはり小学校・中学校、そうしたことを活用せろと、もう再三おっしゃってますけども、そうしたことも長期的なスパンの中で、今はそれでいいけれども、やはり今後、合併特例債、そうしたことが終わった後に、10年、15年先に建替え、そうしたことを考え、想定いたしますと、20年、30年考えると、やはり今、環境を整えるべきだと。児童数が減っておりますので、やはりそれぞれどこに吸収したじゃなくて、一緒に歴史を増えて、一緒に新たな場所で歴史を刻む、そういうふうな子どもたちに対する思いで今日を迎えておるわけでございます。

それから、三加和地域の方々においては、菊水の地域のことに關しては十分、何のことかわからんとおっしゃいますけども、議員さんはかねがね、やはり多くの方がこの事業に關しては理解されてないから反対だとおっしゃっております。やはり、そういう関心がないから反対だというふうにおっしゃっているんじゃないというふうに認識いたすわけでございますが、この際ひとつ、三加和の方に、教育というものはこういうふうにあるという、教育に關する理解を深めていただくことの、ある意味ではチャンスだと受け止めております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 先ほど来、この住民投票費についての質疑があっております。私は、ある意味から、よりよい住民投票となる思いから質問させていただきます。

先ほど来、事業費を問う、要するにその住民投票ですね。36億円から39.6億円かかっても建設賛成か。あるいは39.6億かかるんだったら反対かということの提案なわけですよね。もちろん私も、先だつての9月定例会で、この町長提出の条例案にはもう賛成をしております。今更何を言うのかとおっしゃるかもしれませんが、私はあくまでもその条例の内容についてですね、先ほど来あつてますけども、ちょっとこうやられた方がいいんじゃないかという部分がありますのでお願いをいたします。

先ほど、町長が言われましたこの条例470万以上の効果が上がるということなんですけれども、果たしてですね、逆に言えば、その事業費ですよ、39.6億円、あるいは説明会の中では44億かかるということをおっしゃって、それだけかかるのを、じゃ36億円に納める。それは何か矛

盾した部分がものすごく感じるわけですね。だから、そういう意味において、また、効果が上がると言われますけど、もうちょっと効果が上がるというんですね、住民投票自体がですね。その中身について、町長自身・・・けども、中身についての訂正といいますか、町長自らの改正といいますか、そういう部分で考えございませんか。具体的に私が言わないと、どういうことなのかとおっしゃるかもしれませんけども、極端に言えばですよ、ストレートに、このまま事業を進めるのか、あるいは一旦事業を見直す、そういう点での極端なストレートな意味で賛否を問えば、町民の方々も非常にわかりやすい住民投票になるのではないかと私は考えるわけです。そういう点についてどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、御提言いただきましたけども、私は今、提案申し上げております、今まで多くの方々が関わってきた流れの中で、それしかないというふうな判断をいたしております。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 私はですね、執拗に何で言うかといいますと、今、三加和地区のほうですね、非常に中学校建設に対して、「何で和水中一つにせんだったか」という声がものすごく多く聞くわけですよ。それを今更言ってもどうにもならないわけですね。だから、こういうことが今度菊水地区の学校建設に関してですよ、後からそういうことが極力出ないように、果たして、場所のことも先ほどから出てます。これはもう私たちと町長との公約がありますけれども、私は今考えなければならないのはそういうことじゃなくて、本当にあそこで大丈夫なのか。子どもたちにとって安心・安全なのかということが、やっぱり一番大事なことなんじゃないかと思うわけです。それをお互いが尊重し合っていけば、立派な学校づくりができると私は思っております。だから、そういう点においてお尋ねをしているわけです。だから、その内容的に非常に2分の1達するのかどうか私疑問でなりません。今度、投票やってもですね。そういう意味から、再度質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 以前、児童数の減少の中で、中学校を外出しして一つにする、そういう提案を私も1回、中学校を造るならばふれあいの森一帯だなというような思いで、中学校跡地を小学校、菊水は小学校だけ一つ造るならどうかというような抜本的な提案をした記憶がございますけども、全くそれには議員さん方、教育委員会、乗ってこなかった経緯があるわけで、そのことに関しては、ちょっとあまり深く触れたくない思いがございます。

そういう中で、やはり地形的に2町合併、南関と3町合併と違って、2町合併の中で瓢箪型にあります。また、この先々、行く先々どうなるのか、生活が、電話番号も違います。それを同様、三加和地域においては山鹿が生活圈、菊水地域は玉名、そういう状況の中で、やはり将

来を考えた場合には、菊水地域、三加和地域、一つの教育エリアとした方がいいのかなというふうに議論されて、そういうふうに落ち着いたという経緯がございます。そうすることによって、小学校と中学校の中1ギャップ、そうしたこと、教育産業的な感覚の中で、ひとつ人口定住を考えていけばいいのかなと、そのような思いの中で今日に至っておると、私はそういうふうに自負をいたしております。よろしいですか。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 私はなぜ中学校のことを持ち上げたかという、私は1回、議会において、町長にも教育長にも伺っております。一つに考えることはできないのかという質問をいたしております。そのときは「全然そういう気持ちはありません」と、町長の答えなんです。教育長は「どんな小さな中学校でも、どこにでもあります」そういうふうに答えられました。これはもう全然その気持ちはないんだなということは、私はもうそれで終わっております。あえて今日そういうことを申し上げたのは、そういうことが後からですね、それはもう町長に言えば、「何でそのとき住民の方は関心なかったのか」と言われるかもしれませんけど、町長、後から出てくるんですよ、何でも。だから、そういうことが起きないように、そういう思いから私は質問するんですね。

だから、これが半年、見直せば半年かかるとおっしゃった。1年かかってもですね、本当にみんなが喜べるような学校を造りましょうという気持ちから私は申し上げてるんです。先ほどから2回にわたって内容的なものを、住民の方々が本当に住民投票が「あ、これだったら投票に行きます」と行くような案を私は示したわけですけども、町長はその気持ちはないとおっしゃいました。

そういうことでございますならば、今回の補正、大事な予算も入っております。残念でございますが、その点がございますので私は反対をさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 指定管理者の指定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第70号「指定管理者の指定について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第70号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、和水町三加和温泉ふるさと交流センターの指定管理者について、和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出する理由でございます。

内容について説明いたします。管理を行わせる公の施設の名称、和水町三加和温泉ふるさと交流センター。指定管理者となる団体、住所、和水町内田2211番地、団体名、株式会社丸美屋。代表者、代表取締役東健。指定の期間、平成25年10月4日から平成27年3月31日までです。選定につきましては、9月19日に開催しました和水町公の施設の指定管理候補者の選定審議会におきまして、和水町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、三加和温泉ふるさと交流センターの指定管理者の候補者を株式会社丸美屋と選定いたしましたところでございます。

次に、株式会社丸美屋を指定管理者と選定しました理由としまして、和水町三加和温泉ふるさと交流センターの管理運営について、施設の特性を最大限に生かし、指定管理者制度の趣旨である民間の能力のノウハウを幅広く活用することによって、周辺地域の活性化を促し、その波及効果による和水町全体の活性化にも期待しているところであり、このことを踏まえまして審査項目に従って審査を行ったところ、申請団体におかれましては、この施設を管理運営する町の意図を理解された上、民間のノウハウを生かした行政にはない発想で提案が数多く出されました。各団体を慎重に審査した結果、財務状況、事業計画の内容、指定管理に対する熱意についても高評価であった株式会社丸美屋を、選定審議会では次期の指定管理者としてふさわしい団体と判断し選定したところでございます。

指定期間の設定の理由としましては、指定期間が平成25年10月4日から平成27年3月31日までという期間ですが、周期については、株式会社肥後元気村の指定期間が、平成27年3月31日までとなっていたため、その残存期間として指定期間を設定しております。

以上、簡単ですが、議案第70号の指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど、全協の中で説明が若干ありましたが、幾つか聞きたいと思います。

公募したら受付ということで来た7社ですね。そのうち1社は後で取り消したと。6社の中で選定をしたということですが、名前が、この会社の名前が言えなければ、住所ですね、どこ

らあたりで本社として会社をやっているのかということと、それから、今回、丸美屋が指定管理するということで提案されていますが、こういった次の緑彩館もそうですが、温泉センター関係を仕事として経営した経験があるのかどうか。そこを聞きたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 応募者の方の住所ということでございますけど、熊本市内が3社ございました。それから、福岡市内が1社、それから山鹿市内が1社、それから、柳川市内が1社ということでございます。それから、今回の丸美屋さん、町内ということでございます。1社の方、熊本市内の1社の方が指定管理の辞退をされたということでございます。

それから、この丸美屋さんがこういった経験がないか、あったかということでお尋ねでございますが、これについては、今までの経験はないということですが、今後、そのへんを従業員、今まで肥後元気村でおられた従業員の方も、そういう雇用をしたいという考えもございましたので、そういう点も考えて今回選定されたものと考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 町内では、今回丸美屋だけが応募してきて1社だったと。ほかは町外の業者と、会社ということですが、それから、その経験ですね。私は経験がやっぱりない大変だなというふうに思うんですね。それは、そういう例えば支配人とかいろんな配置をすると思うんですが、そのときに、きちっとした人を配置しないと、なかなかまた失敗というかですね、今まで元気村でずっと支配人等が代わってきたけれども失敗してきたと。これは27年の3月31日までということですから、それで終われば変わるという可能性もあるんですが、やっぱりある意味では成功してもらいたいというのはありますから、やっぱりそこでの経験がないと厳しいんじゃないかなと思いますけれども、この件について、町長でもお答えいただければと思います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 今度の指定管理者、経験がないということで非常に御心配だと思います。その中で、この事業計画等々に対しても、非常に前向きな、もちろん丸美屋さんもいろんな販売事業展開をされておられますので、そういう販売事業等には精通されている方だと思いますけれども、そういう本社の支配人になられるような人を、こっちの支配人に置くというようなお話でございました。

それから、一つ従業員が、・・ではなかったんですけども、計画の中では、すべてを29名の中で事業展開をするということで、非常に元気村が当初計画をしましたときにも28名か9名かで一応計画を立てたことがあると思います。そのときは、やはり支配人も一人三役というような、そういう厳しい事業体系を作られたことをちょっと思い出したところでもございます。

そういう経験がないということで私もこのプレゼンのときに、やはり今までこの元気村で働

いておられた方々を、そういうポジションポジションでは是非使ってやってくださいというようなことは申し上げました。やはり、丸美屋さんとしてもそういう戦力が欲しい、そういう気持ちは十分あると思いますので、そのへんは即すべてがうまく回転するかどうかわかりませんが、やはりスタート時点からそのような人員の配置ができれば、まあまあのスタートが切れるんじゃないかというような感じは受けております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第71号 指定管理者の指定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第71号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第71号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、和水町緑彩館の指定管理者について、和水町緑彩館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出しておりますのでございます。

内容について説明いたします。管理を行わせる公の施設の名称、和水町緑彩館。指定管理者となる団体、住所、和水町内田2211番地、団体名、株式会社丸美屋。代表者、代表取締役東健。指定の期間、平成25年10月4日から平成27年3月31日までです。

選定の理由等につきましては、交流センターと同じような形になりますけど、9月の19日に開催しました和水町公の施設の指定管理候補者の選定審議会において、和水町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、和水町緑彩館の指定管理者の候補者を株式会社丸美屋と選定したところでございます。

選定しました理由とか期間等につきましては、交流センターと同じことになります。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番 荒木拓馬君

○9 番（荒木拓馬君） 緑彩館については、出荷協議会という出荷者の団体があるわけですが、組織されておりますが、今回の提出されております丸美屋というのは、一応加工のほうをやっておられると思います。大豆関係のですね。出荷協議会の中にも加工のほうもやっておられる部分があるかと思いますが、契約の中でいろいろ十分説明がこちらからしてあるとは思いますが、内容的な部分でどのようになっているかちょっとお聞きをいたしたいというように思いますので。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 内容的な部分というか、この議案が承認させていただいたならば、株式会社丸美屋さんと出荷協議会の代表の方を含めて、まず話し合いをしたいと思っております。それで、もしも出荷協議会全員の方、総会の形でしていただくという意見があれば、そこまでしたいと思っております。まず出発が大事ですので、そのへんを突き詰めて今回は出発したいということで考えております。

内容的な面は、今まで肥後元気村が対応していた部分がほとんどですけど、多少民間の考え方もあるもんですから、その分は多少違うところもありますけど、そのへんは出荷協議会と話し合いの上でそのへんを詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

9 番 荒木拓馬君

○9 番（荒木拓馬君） お互い話し合いの中で進めていかれるようなところですが、これに関しては、やっぱり執行部のほうもある程度入って行って、投げやりにならずに、二人で話し合えばよかたいということじゃなくて、それは責任持って入っていただきたいと思っております。

やっぱり本来の緑彩館の建設の目的というものがありますし、出荷協議会の方々に影響が極力ないような形の中で進めていければいいかなというように思います。

しかし、今言われましたように、業者ですのでなかなか厳しい部分になるのかなというふうに思いますので、その部分は十分執行部も見守りというか、しっかりした目的を逸脱しないような形の中で進めて、関与していただければというように思います。何かあれば。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） そのへんは今回、直営という形で緑彩館を町のほうで経営いたしました。私たちも中に入っているいろいろな勉強する面が、わかった面も出てきました。それを生かして、今後、出荷協議会と今度丸美屋さんの間に橋渡し役として頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11 番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私は今思い出しました、何回か新聞に丸美屋さんが山鹿市か何かで農業に参入したというような話がちょっとあったような気がいたします。そういうことがあったように思いますので、特に経済的に、今、耕作放棄地がいっぱいありますので、そこらへんも農業振興に繋げて、そして、緑彩館は見てみますと野菜の品数が少ないです。そういった面もやっぱり乗り込んでいって、十分話し合いを連携をしてもらって、緑彩館は今まで以上に、まだまだ売れんといかんと思います。

いつも言いますが、山鹿市の夢大地、これはレジが6台か7台ぐらいあるぐらいお客さんが。それはなぜかと言いますと、野菜が豊富に新鮮なものがございます。特に耕作放棄地が我が町にも、一人辞められますと相当な耕作放棄地があります。私は今、朝散歩をしておりますが、中原にも連棟ハウスが、セイタカアワダチソウがいっぱい繁っております。ここらへんも経済課あたりは十分把握されて、そういう丸美屋さんあたりが野菜が、会社関係が特に今JA関係にも、大浜ですか、ああいった所も入り込んできておりますので、十分連携をとって緑彩館の経営の向上に繋がるようにひとつ交渉していただけると、このように思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） この提案書の中身に、薬膳料理のそれをしたとか、それとか、あと自然食バイキングですかね、これも何か考えていらっしゃるということで、このへんを将来的にこれを耕作放棄地につなげたらという、事務局としてはそういうことを考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただ今言われましたように、耕作放棄地につきましても、丸美屋さんのほうでいろいろ農業等も今始めていらっしゃいますので、その点についてもいろいろ話をしながら、耕作放棄地等を改善しながら、一緒に考えて進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第 7、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

平成25年第 6 回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れでございました。

閉会 午後 6 時04分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員